

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第341号)

平成16年12月21日

横情審答申第341号

平成16年12月21日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年6月20日福障福第394号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

(1)「強度行動障害特別処遇事業実施報告（平成13年度）（東やまたレジデンス）」、(2)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（港南福祉保健センター）」、(3)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（南福祉保健センター）」、(4)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（磯子福祉保健センター）」、(5)「2001年度(平成13年度)強度行動障害特別処遇事業終了者名簿」及び(6)「強度行動障害特別処遇実施の指定施設の協議について（東やまたレジデンス）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、(1)「強度行動障害特別処遇事業実施報告（平成13年度）（東やまたレジデンス）」、(2)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（港南福祉保健センター）」、(3)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（南福祉保健センター）」、(4)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（磯子福祉保健センター）」、(5)「2001年度（平成13年度）強度行動障害特別処遇事業終了者名簿」及び(6)「強度行動障害特別処遇実施の指定施設の協議について（東やまたレジデンス）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(1)「強度行動障害特別処遇事業実施報告（平成13年度）（東やまたレジデンス）」（以下「文書1」という。）、(2)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（港南福祉保健センター）」（以下「文書2」という。）、(3)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（南福祉保健センター）」（以下「文書3」という。）、(4)「強度行動障害特別処遇事業の終了について（磯子福祉保健センター）」（以下「文書4」という。）、(5)「2001年度（平成13年度）強度行動障害特別処遇事業終了者名簿」（以下「文書5」という。）及び(6)「強度行動障害特別処遇実施の指定施設の協議について（東やまたレジデンス）」（以下「文書6」という。以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年5月12日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1のうち、個人の氏名、年齢、入所年月日、取組内容欄及び事業の効果欄に記録されている心身及び行動障害の状況、文書2から文書4のうち、個人の氏名、年齢、住所、入所年月日、強度行動障害判定基準表に基づく合計点、事業経過及び

成果欄のうち心身及び行動障害の状況、強度行動障害判定チェック表のうち行動障害の内容の各点欄、行動障害の現況及び評価欄に記録されている心身及び行動障害の状況、文書5のうち、個人の氏名、年齢、入所年月日、強度行動障害判定基準表に基づく合計点、現況欄に記録されている心身及び行動障害の状況、文書6のうち、個人の氏名、生年月日、年齢、住所、入所年月日、特別処遇分職員経歴票のうち経歴、履歴書、個人印の印影、強度行動障害判定基準表に基づく点数及び合計点、強度行動障害特別事業対象者名簿のうち障害程度及び行動障害程度、強度行動障害特別事業対象者名簿のうち現況、特別処遇計画欄に記録されている心身及び行動障害の状況、強度行動障害特別処遇事業（個別プログラム実施計画）のうち実施計画内容欄に記録されている心身及び行動障害の状況、強度行動障害判定チェック表のうち行動障害の内容の各点数欄及び行動障害の現況及び評価欄に記録されている心身及び行動障害の状況、強度行動障害記入表のうち行動の具体的内容欄に記録されている心身及び行動障害の状況については、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

文書6のうち平面図については、設計者の建築、設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書1から文書4まで及び文書6のうち施設代表者印の印影については、法人代表者から代理権を授与され、措置費等の請求者となっているため、これを開示することにより、当該施設の財産権の保護に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 個人の氏名、年齢、住所を除いて、条例第7条第2項第2号に該当しない。その他は開示すべきである。

(3) 条例第7条第2項第3号アに該当しない。

- (4) 条例第7条第2項第4号に該当しない。
- (5) 自閉症者の親が設立した社会福祉法人の自閉症専門施設で職員名を非開示にしている施設はほとんどない。情報公開の対象の施設は自閉症者の親が設立した法人である。厚生労働省の障害福祉課職員もその専門性を担保する為に職員に関する情報も開示されている現実を把握している。
- (6) 強度行動障害特別処遇事業実施報告を、他県のその事業を実施している福祉法人は、福祉施設の事業報告書に掲載している。
- (7) 厚生労働省は、「施設運営の基本は入居者に対する適切な処遇を確保することにあるので、各種の障害を有する個々の入居者について、人権を尊重した適切な処遇を確保することに重点を置いて指導監督を実施するとともに、職員の資質向上のための研修会等に努め、有用な人材の確保及びその定着により、入所者処遇の向上が図られるよう、引き続き厳正な指導監督をお願いする。」としている（障害福祉施設等に係る指導監督について 平成12年、平成15年全国厚生労働関係部局長会議資料）。

本人への適切な処遇がなされたのかを確認する必要がある。不開示が維持されれば、関係者だけで書類がやり取りされているだけになってしまう。

法人は、有能な職員を配置したということを説明する必要がある。強度行動障害の状態になってしまった本人への支援は、専門的な知見、経験を持っている職員でもかなり困難な仕事である。職員を配置したから適切な仕事をしたということにはならない。

- (8) 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用することなどにより自主的に公表することが適当である（社会福祉法人の認可についての平成12年、13年の通知）。
- (9) 建築、設計上のノウハウについては、通常、設計者として共通して持っていると思われるノウハウは、開示したからといって事業活動に支障をきたすわけではない。設計者独自の発想の部分のみを不開示にすればよい。市販されている建築、設計関係図書にあたれば確認できるようなアイデアの部分については、開示の判断をすべきである。

5 審査会の判断

- (1) 強度行動障害特別処遇事業について

強度行動障害特別処遇事業（以下「本件処遇事業」という。）は、強度行動障

害特別処遇加算費実施要綱（平成10年7月31日障第451号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。平成11年3月31日障第216号により一部改正）に基づき実施されており、指定された知的障害者更生施設に入所している者のうち、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常の生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す者に強度行動障害特別処遇加算費を適用し、特別処遇を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もってこれらの者の福祉の一層の推進に資することを目的としている。

本件申立文書に係る本件処遇事業は、国から横浜市が委託を受け、それを横浜市が強度行動障害特別処遇事業実施施設（以下「指定施設」という。）として指定した東やまたレジデンスに委託して行われている。

横浜市は、本件処遇事業を行うに当たって、横浜市強度行動障害特別処遇加算費実施要綱（平成10年12月28日横浜市制定）及び横浜市強度行動障害特別処遇加算費取扱要領（平成10年12月28日横浜市制定。以下「市取扱要領」という。）により、事務執行に当たっての基準、取扱、様式等の必要な事項を規定している。

(2) 本件申立文書について

文書1から文書5までは、本件処遇事業の実績に関して、指定施設である東やまたレジデンスの施設長が作成し、実施機関あてに提出された実績報告書であり、文書6は、平成14年度の本件処遇事業実施施設としての指定を受けるために、東やまたレジデンスの施設長が作成又は取得し、実施機関あてに提出された文書であって、具体的内容は、以下のとおりである。

ア 文書1は、市取扱要領第4、第2項に基づき、東やまたレジデンスの施設長が、平成13年度に実施した本件処遇事業の実績について作成し、実施機関あてに提出した実施報告書（市取扱要領第2号様式）であって、氏名、年齢、事業適用日、取組内容、事業の効果及び備考の各欄に、各対象者の状況等が記録されている。併せて、施設の所在地、施設名、代表者名として施設長の氏名、施設長の印が記録されている。

イ 文書2は、市取扱要領第4、第3項に基づき、東やまたレジデンスの施設長が、平成13年度に本件処遇事業が終了した対象者について作成し、実施機関あてに提出した報告書（市取扱要領第3号様式）及び添付資料であり、文書3及び文書4も、文書2と同様の報告書等である。

各文書は、本件処遇事業の終了についての報告書本文と別紙（強度行動障害判

定チェック表)で構成されている。

報告書本文には、対象者の氏名、年齢、入所年月日、住所、事業実施期間、終了理由、事業経過及び成果の各欄に、対象者の状況等が記録されている。併せて、法人名、施設名、施設長の氏名、施設長の印が記録されている。別紙には、対象者の氏名、行動障害の内容及び点数、行動障害の現況及び評価、更生相談所の判定が記録されている。

ウ 文書5は、市取扱要領第4、第3項に基づき、東やまたレジデンスの施設長が作成し、横浜市長あてに提出した2001年度(平成13年度)強度行動障害特別処遇事業修了者名簿(市取扱要領3号様式 2)であり、事業が終了した対象者の氏名、入所年月日、年齢、事業実施期間、現況等が記録されている。

エ 文書6は、市取扱要領第3、第3項に基づき、東やまたレジデンスの施設長が、平成14年度の強度行動障害特別処遇実施施設としての指定を受けるために、実施機関あてに提出した協議文書であり、協議書本文(市取扱要領第1号様式)、強度行動障害特別処遇事業実施体制(市取扱要領第1号様式 2)、特別処遇分職員経歴票(市取扱要領で規定)、履歴書、強度行動障害特別事業対象者名簿(平成14年度)(市取扱要領第1号様式 3)、強度行動障害特別処遇事業(平成14年度)個別プログラム実施計画 から まで、別紙(強度行動障害判定チェック表(平成14年度))、強度行動障害特別処遇事業加算費対象者の判定結果について(通知)(平成14年6月20日瀬サ第2355号)、同(平成14年6月20日旭サ第8938号)、同(平成14年6月21日神サ第3308号)、強度行動障害の認定について(回答)(平成14年6月17日福更相第7910号)、同(平成14年6月17日福更相第7911号)、同(平成14年6月17日福更相第7912号)、強度行動障害記入表及び平面図で構成されている。

これらの文書には、指定施設の名称、種別、所在地、代表者名、設置主体、経営主体、特別処遇の実施開始(予定)時期、職種別の施設職員数、特別処遇に係る職員の氏名・職種・経歴(学歴、職歴、資格、社会福祉事業従事年数)等、対象者の氏名・性別・生年月日・住所・障害程度・行動障害程度・入所措置開始日・特別処遇開始日・現況等の対象者の状況、特別処遇計画、個別プログラム実施計画、建築物の平面図等が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特

定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、本件処遇事業の対象者の氏名、生年月日、年齢、入所年月日、住所、障害程度、行動障害程度、心身及び行動障害の状況等、施設職員等の氏名、生年月日、住所、学歴、経歴等が記録された部分については、本号に該当するとしている。

ウ 当審査会で、実施機関が非開示とした情報の本号該当性について検討するため、平成16年9月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 東やまたレジデンスは、知的障害者の入所更生施設で、知的障害を持つ自閉症の利用者が40人入所している小規模の施設であり、更には、本件処遇事業の対象者はその中の4人と極めて少数であることから、本件申立文書中の氏名等の個人が直接識別できる情報を非開示としても、それ以外の取組内容や事業の効果等の具体的な個別の状態像を記録した部分が開示されると、利用者家族等の施設に関係する者には、当該個人を特定することが極めて容易に可能となる。

(イ) また、東やまたレジデンスには、東山田地域ケアプラザが併設されており、関係者だけでなく地域の高齢者、ボランティアなど地域住民がこの施設を訪れる。その中では隣の東やまたレジデンスとのふれあいが自然にされている。そうした中で地域の住民も東やまたレジデンスの入所者と接することができる状況にあり、利用者家族等以外の者にも、当該個人を特定される可能性がある。

(ウ) 本件処遇事業の対象者の4人は、横浜市域全域から入所して来ており、入所以前はそれぞれの地域で養護学校や作業所に通って生活していたことから、東やまたレジデンス周辺の地域に限らず、市内の広範囲の地域で、本件処遇事業の対象者について入所した等の一定の情報を有する者が存在することからも、当該個人が特定される可能性がある。

エ 上記の実施機関の事情聴取を踏まえて、当審査会では、次のとおり判断した。本件申立文書は、本件処遇事業の効果を確認するために作成し提出された実

績報告書及び本件処遇事業実施施設の指定を受けるための協議文書であるが、本件処遇事業の対象者ごとの氏名、住所、心身及び行動障害の状況等の情報が、詳細かつ具体的に記録されており、当該対象者の個人に関する情報としての側面も有するものであることが認められる。

したがって、本件申立文書に記録された情報の本号該当性を検討するに当たっては、本件処遇事業の対象者個人の権利利益の十分な保護を図る観点から判断することが必要と考える。

オ 本件処遇事業の対象者は、自傷行為や他害行為等周囲の者が認識できる行動や行為が特に著しい状況にある。

そして、東やまたレジデンスは、入所者数が40人という小規模な知的障害者の入所更生施設であり、その中でも本件処遇事業の対象者は4人と限定されている。

また、東やまたレジデンスとして使用している同一の建物内に併設されている東山田地域ケアプラザの利用者、その家族及びボランティア等多数の地域の住民と接していた状況にあることから、東山田地域ケアプラザ周辺の住民には、本件処遇事業の対象者について、一定の情報を有する者が、相当の人数存在することが考えられる。

さらに、知的障害者であり、かつ、自閉症者である者への支援を専門に行っている入所更生施設で、本件処遇事業を行っている所は、横浜市域内では、東やまたレジデンス1箇所であることから、全市の各地域で生活していた知的障害者であり、かつ、自閉症者である者が入所して来る状況にある。そのため、入所前に、各地域の養護学校に通学又は作業所に通所しながら生活していた地域においても、学校や作業所、自宅等の生活域で多くの者と接していたことから、本件処遇事業の対象者について、一定の情報を有する者が、全市的に、相当の人数存在することが考えられる。

以上のとおり、当該個人の行動や行為に高い識別性を有する少人数の本件処遇事業の対象者について、横浜市域にわたって、一定の情報を有する者が相当の人数存在する状況にある。

このように、本件申立文書に記録されているような本件処遇事業の対象者に係る情報を取り扱う状況が、横浜市と、すべての市区町村域を対象とした国とでは、事実上異なることから、横浜市が本件申立文書に記録された情報の開示・

非開示を判断するに当たっては、国がその保有する横浜市に係る情報に対する開示・非開示を判断する場合と同一の基準で行うことはできない。

横浜市においては、本件申立文書に記録された本件処遇事業の対象者に係る心身及び行動障害の状況等の情報を開示すると、その内容が詳細かつ具体的なものであることから、本件申立文書に記録されて既に開示されている他の情報など一般に入手可能な情報と照合することにより、あるいは、東やまたレジデンスの周辺地域又は本件処遇事業の対象者が入居前に生活していた地域等、横浜市域の者が既に有している本件処遇事業の対象者に係る一定の情報と照合することにより、本件処遇事業の対象者である特定の個人が識別されることとなる。

したがって、本件申立文書に記録された本件処遇事業の対象者に係る心身及び行動障害の状況等の情報については、本号本文に該当する。

以下、実施機関が非開示とした情報の本号該当性について個別に検討する。

カ 文書1のうち対象者の氏名、文書2から文書4までのうち個人の氏名及び住所、文書5のうち対象者の氏名、文書6のうち対象者の氏名、生年月日及び住所については、対象者の個人に関する情報であって、当該情報それ自体から、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

キ 文書1のうち対象者の年齢、入所年月日、取組内容欄及び事業の効果欄に記録されている心身及び行動障害の状況、文書2から文書4までのうち個人の年齢、入所年月日、事業経過及び成果欄のうち心身及び行動障害の状況並びに強度行動障害判定基準表に基づく合計点、強度行動障害判定チェック表のうち行動障害の内容の各点欄、行動障害の現況及び評価欄に記録されている心身及び行動障害の状況、文書5のうち対象者の年齢、入所年月日、強度行動障害判定基準表に基づく合計点、現況欄に記録されている心身及び行動障害の状況、文書6のうち対象者の年齢、強度行動障害特別事業対象者名簿の障害程度、行動障害程度、入所措置開始日、現況、特別処遇計画、強度行動障害特別処遇事業（個別プログラム実施計画）の実施計画内容のうち心身及び行動障害の状況、強度行動障害判定チェック表のうち行動障害の内容の各点数、行動障害の現況及び評価の各欄に記録されている心身及び行動障害の状況、合計点数、更生相談所の判定、強度行動障害記入表のうち行動の具体的内容、下部記入欄に記録されている心身及び行動障害の状況、点数については、本件申立文書に記録さ

れている他の情報など、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、本号本文に該当する。

ク 文書6のうち、特別処遇分職員経歴票に記録された施設職員の氏名及び経歴（学歴、職歴、資格及び社会福祉事業従事年数）並びに履歴書（押印された施設職員の個人印の印影及び添付された写真を含む。）については、施設職員の個人に関する情報であって、当該情報それ自体から又は文書6に記録されている他の情報など、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

文書6のうち、強度行動障害記入表の欄外に押印されている個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

ケ また、上記カからクまでで本号本文に該当すると判断した情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書6のうち平面図については、本号に該当するとしている。

ウ 当審査会で、その該当性について検討するため、平成16年9月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

平面図については、本件処遇事業に対応した施設である建築物に係るものであり、必ずしも汎用性や一般性がないものであることから、設計上の独創性、意匠、創意工夫、デザイン等については設計者のノウハウである。これらが開示されると、他の設計者と競争上の関係にある中ではその地位が脅かされ、更には、正当な利益を逸することがある。

エ 上記の実施機関の事情聴取を踏まえて、当審査会では、次のとおり判断した。文書6のうち平面図については、入所施設である東やまたレジデンス及び併設

されている通所施設である東やまた工房等の一連の施設が入っている建築物の平面図である。当該建築物は、知的障害者が入所又は通所する施設であり、入居者の居住や通所者の利用に当たって必要な居室や設備等が、福祉関係法令等の基準等を考慮して設計されているものであり、特に、本件処遇事業の対象者に対応した施設であることから、設計者が処遇を実施する法人との調整を行って、特別のノウハウを入手して良好な生活環境を作り上げているという点で、一般の住宅等と異なる特質を有するものといえる。

また、施設を運営する法人等が、当該施設を対外的に案内するために公表用として作成して自ら公表しているような施設案内図と異なり、建築物の設計に関する詳細な内容が記録されている。

以上のことから、本件平面図には、設計者の建築、設計上の技術的ノウハウが含まれており、これを開示すると、設計者の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号に該当する。

なお、本件平面図について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでいえず、本号ただし書に該当しない。

(5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1から文書4まで及び文書6に記録されている施設代表者印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 文書1から文書4まで及び文書6に記録されている施設代表者印の印影は、当該施設代表者が、当該施設を運営する法人の代表者から代理権を授与されて、措置費等の請求者となっていることから、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該施設の財産の保護に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年6月20日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年7月18日 (第16回第一部会) 平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・諮問の報告
平成15年8月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議
平成16年8月20日 (第43回第一部会)	・審議
平成16年9月17日 (第45回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年10月1日 (第46回第一部会)	・審議
平成16年10月15日 (第47回第一部会)	・審議
平成16年11月5日 (第48回第一部会)	・審議